

2026年度入試 文学研究科 解答又は解答例及び出題意図

課程	博士課程前期
実施期	I期
科目名	日本史学
	解答又は解答例 及び出題意図
I 1	<p>〔解答又は解答例〕</p> <p>4～7世紀にかけて、古墳の上や周囲に並べられた素焼きの焼き物。弥生時代の壺をのせる器台を起源にもつ円筒埴輪と、人物・馬・猪・犬・鶏・水鳥・盾・鞆（ゆぎ）・蓋（きぬがさ）・家などの形を模した形象埴輪とに大別される。円筒埴輪は墳丘の表飾として、あるいは墓域を示すために置かれた。形象埴輪は葬送儀礼や祭祀に関連するものが多い。</p> <p>〔出題意図〕</p> <p>古墳時代の文化に関する基本的な知識を問うたものである。</p>
I 2	<p>〔解答又は解答例〕</p> <p>10～11世紀にかけて、藤原氏が天皇の外戚として摂政・関白の地位を独占し、政治の実権を掌握して国政を左右した政治形態。天安2年（858）に藤原良房が摂政に就任したことに始まり、11世紀前半の藤原道長・頼通の頃に最盛期を迎えたが、治暦4年（1068）に後三条天皇が即位し、さらに応徳3年（1086）に白河上皇による院政が開始されて以降は、徐々に形骸化していった。</p> <p>〔出題意図〕</p> <p>平安時代の政治に関する基本的な知識を問うたものである。</p>

<p>I 3</p>	<p>〔解答又は解答例〕</p> <p>15～16世紀にかけて、近畿・北陸・東海地方を中心に起こった一向宗（浄土真宗）の一揆。一向宗の僧侶や門徒の農民を中心に、名主・地侍などが連合して、守護大名や荘園領主などと戦った。守護大名を滅ぼして一国を支配した加賀の一向一揆や、織田信長に抵抗した伊勢長島の一向け、徳川家康に対抗した三河の一向一揆などがある。</p> <p>〔出題意図〕</p> <p>室町・戦国時代の政治・社会・文化に関する基本的な知識を問うたものである。</p>
<p>I 4</p>	<p>〔解答又は解答例〕</p> <p>関白まで上り詰めた豊臣秀吉が慶長3年（1598）に亡くなった後、その政治的な動向が著しかったのは五大老であった徳川家康である。その家康は同8年（1603）に後陽成天皇より征夷大將軍とされて江戸幕府を開いたが、同10年（1605）には子の秀忠に征夷大將軍を譲り、自ら「大御所」として徳川幕府の政権の基礎を確かなものとした。同16年に家康が秀吉の子秀頼に二条城で面会したのも、むしろ家康の豊臣家に対する自信の表れであったと言えよう。その後同19年（1614）には、秀吉によって建立された京都の方広寺の鐘の銘を口実として豊臣家に対する態度を硬化させて、同10月には大坂城において大坂冬の陣を起こした。</p> <p>大坂冬の陣はその講話の条件は、大坂城の外堀を形式的に埋めるということであったが、徳川方はこれに反して内堀までをも埋めるに至った。翌年4月にはやはり大坂城で大坂夏の陣が戦われたが名城と呼ばれた大坂城もついに陥落し、豊臣氏はここに亡んだ。</p> <p>しかし、なおその後も秀頼生存の噂は絶えず、家康はその後その影に怯えたという伝承もあった。</p> <p>〔出題意図〕</p> <p>我が国の近世社会の成立にいたる過程についての知識を問うた。</p>

<p>I 5</p>	<p>〔解答又は解答例〕</p> <p>江戸時代に興った我が国の思想の歴史についての新たな学問およびその運動を総じていう。中国の古典に基づく儒学とは対立する傾向が強い。</p> <p>国学の成立にあっては、契沖（高野山で修行をした僧であったが、『万葉集』の研究で著名）によるものが大きく、我が国の古典文芸の研究が大いに進められた。その後『万葉集』研究の荷田春満やその門人の賀茂真淵が出て我が国の古代思想を研究した。また『古事記』の研究で大きな成果をあげた本居宣長は名著『古事記伝』を著し、単独の著作としては未だこれ以上の書籍はないとすら言われる。宣長の研究の結論は詰まるところ「漢意」（からがころ）の否定であり、その思想は宣長の「没後の門人」を自称した平田篤胤が継承し、国学に宗教的性格を加え、幕末の尊王運動に大きな影響を与えた。</p> <p>〔出題意図〕</p> <p>近世の学問・思想についての知識を問うた。</p>
<p>I 6</p>	<p>〔解答又は解答例〕</p> <p>全く新たに設置された「総裁」・「議定」・「参与」の三職によって明治天皇による親政を実現させようとする、まさに「大号令」が慶応3年12月9日に発せられた。そこに至る経過もさることながら、その内容はまさに新たな時代を切り開こうという大胆さにあふれたものであった。</p> <p>なかでも「王政復古の大号令」の特徴は、この新たな政治機構を称して「王政復古」の範を過去の「王政」に求めたこととともに、その根拠を具体的に「神武創業」に求めたことである。ここに「神武」というのは、当然『古事記』『日本書紀』にみられる初代天皇のことである。そこに新しい政治の姿を求めたのである。その「神武」なる名称が当時の多くの人びとがどの程度浸透していたかは定かではないが、この「神武創業」との標語が極めて強い印象を社会全体に与えたことは容易に想像できるであろう。「王政復古の大号令」は、これからの政治は、古い伝統があるものであるとともに、かつ内容としては新しいものであるということを高らかに宣言したのである。</p>

	<p>その反対に、「王政復古の大号令」によって否定されたものがある。それは、「摂関」・「幕府」である。このうち「幕府」は否定されるのが当時としては当然のなりゆきというものであろうが、「摂関」をも否定するというのは当然朝廷を廃止するということである。つまり、いわばこれまで朝廷の中に囲い込まれていた天皇を朝廷から切り離し、天皇のいない朝廷は否定するという意味に他ならない。「王政復古の大号令」を論じるに際して、このことが見過されてはならない。</p> <p>〔出題意図〕</p> <p>幕末から明治にかけての史料を読んでその意味を答えさせることによって、同時期の天皇のあり方についての知識を問うた。</p>
<p>II 1</p>	<p>〔解答又は解答例〕</p> <p>和銅5年(712)に成立した歴史書。序文によれば、天武天皇の命によって稗田阿礼が誦習していた「帝紀」(天皇の系譜)・「旧辞」(古伝承)を、元明天皇の命によって太安万侶が撰録したものと伝えられる。3巻で構成されている。上巻は神代を扱い、天地開闢、イザナキ・イザナミによる国生み、天の岩屋戸、スサノオによるヤマタノオロチ退治、オオクニヌシの国譲り、天孫降臨、海幸・山幸の話などを載せる。中巻は神武天皇から応神天皇まで、下巻は仁徳天皇から推古天皇までの記事を取める。天皇支配の正統性を確証するために、神話から始めて世界の成り立ちを語ろうとする点では、ほぼ同時期に成立した『日本書紀』と同じであるが、『古事記』は近い時代の事象を載録せず、また天皇の代ごとに記事をまとめている点で、両書の間には相違が見られる。かつては『古事記』を偽書とする説もあったが、上代特殊仮名づかひの分析などにより、和銅頃の成立であることが確実と見られている。</p> <p>〔出題意図〕</p> <p>奈良時代の文化に関する基本的な知識を問うたものである。</p>

II 2

〔解答又は解答例〕

征夷大將軍との称号は、史上まず古代から始まる。桓武天皇は、延暦 13 年（794）に大伴弟麻呂に、同 16 年（797）に坂上田村麻呂に征夷大將軍との称号を与えた。令外官である。これはともに対「蝦夷」戦争の将たる者に与えられたのである。この時代の征夷大將軍は、あくまでその者一身にいわば臨時的に与えられるものであった。つまり、征夷大將軍職を世襲することなどあり得なかったのである。

しかし中世以降になると、征夷大將軍の意味付けは本質的に異なるものになってくる。

まず鎌倉時代にあつては、建久 3 年（1192）に源頼朝が後白河法皇の崩御の後に後鳥羽天皇に征夷大將軍との称号を与えられた後、その子の源頼家・実朝も、それぞれ時の土御門天皇からよつて建仁 2 年（1202）と翌建仁 3 年（1203）に征夷大將軍の称号を与えられた。そして源家將軍が絶えた後は、いわゆる摂家將軍（九条頼経・頼嗣）そして親王將軍（宗尊親王・維康親王・久明親王・守邦親王）が、それぞれ時の天皇から征夷大將軍の称号を与えられたのである。

そして同様に室町時代にあつても、足利尊氏が暦応元年（1338）に北朝の光明天皇から征夷大將軍の称号与えられ、以下の後継もそれぞれ時の天皇から征夷大將軍の称号を与えられた。

近世の將軍もまた同様である。慶長 8 年（1603）には織田信長・豊臣秀吉に次いで天下人の地位を得た徳川家康が、後陽成天皇から征夷大將軍の称号を与えられた。以下の後継もそれぞれ時の天皇から征夷大將軍の称号を与えられたのは、足利氏の場合と同様である。

〔出題意図〕

日本史を通じた観点からの武家政権と天皇との関係を、征夷大將軍を通じて問うた。

II 3

〔解答又は解答例〕

近世において、幕府が農村で生産に従事する人びとから年貢を納めさせるための土地の調査をいう。もっともその萌芽は戦国時代の分国にすでにあった。

農村の領主は何十年かに一度は検地を行ない、その土地を用途によって田・畑・屋敷・林等々に分類し、そのうち特に田・畑については上・中・下・下々といった等級が付けられ、それによって税率を設定し、そこから得られる収穫を米の容積に換算して納めさせた。

また検地に際しては、村内に自ら耕作する土地を有する農民の名は、その耕作する土地の等級や面積とともに名請け人として検地帳に記載された。これがいわゆる本百姓・高持などとされる自作農である。もっとも村内の農民にはこのような人びとばかりでなく、自ら耕作する土地を有さない無高・水呑百姓等といわれる人びともいた。このような人びとは、出稼ぎ・小作・日雇いなどをして暮らしており、これらの人びとは検地帳には記載されなかった。

〔出題意図〕

近世幕藩国家の基盤についての基本的な知識を問うた。